

学校施設使用にかかる誓約書

四條畷市立小・中学校の学校施設を使用するにあたり、下記の事項について遵守し、団体の構成員全員に周知することを誓約します。

記

- 1 使用にあたっては教育委員会及び学校の指示に従い、教育活動や管理上の支障または迷惑行為※となるような活動は一切いたしません。
※教育活動や管理上の支障または迷惑行為とは
 - ①施設・設備等を故意に破損、滅失すること。
 - ②使用後の片付けや清掃、機械警備のセットを怠ること。
 - ③使用時間の前倒し及び時間を超過した使用（出入り）をすること。
 - ④近隣住民が不快に感じる騒音を出すこと。
 - ⑤施設周辺で時間に関係なく大声で騒ぐなどのほか、門の外や道路上での話し合いや打ち合わせ等、近隣住民に迷惑となる行為をすること。
 - ⑥施設内及び施設周辺で喫煙、飲酒をすること。
 - ⑦屋内運動場において食事やお菓子を食すること。また、活動によって発生したごみを持ち帰らないこと。
 - ⑧使用時間中、校門を開放したままにすること。
 - ⑨その他、児童・生徒の教育活動（部活動等）に支障をきたすまたはその可能性がある行為をすること。
- 2 施設・設備等を破損、滅失した場合は、速やかに学校及び教育委員会に報告します。
- 3 施設・設備等を破損、滅失した場合は、必ず弁償（現状復旧）します。
- 4 四條畷市立小・中学校施設使用条例、四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則、学校施設貸出しの手引き及び学校施設使用許可書に記載の許可条件を必ず遵守します。
- 5 学校行事及び工事等により、使用許可の取消しがあることを承諾します。
- 6 営利等私的な利益を得ること、また撮影等を目的とした使用はしません。
- 7 来校者（同伴の乳幼児・児童・生徒等を含む）のケガ・事故等は、施設・設備が原因となる重大な瑕疵以外、すべて使用団体側の責任となることを承諾します。

上記の内容を守らなかった場合は、使用の停止及び団体登録の取消しをされても異議申し立てをしません。

年 月 日

（宛先）

四條畷市教育委員会

団 体 名 _____

代表者署名（自署） _____

（教育委員会事務局保管用）